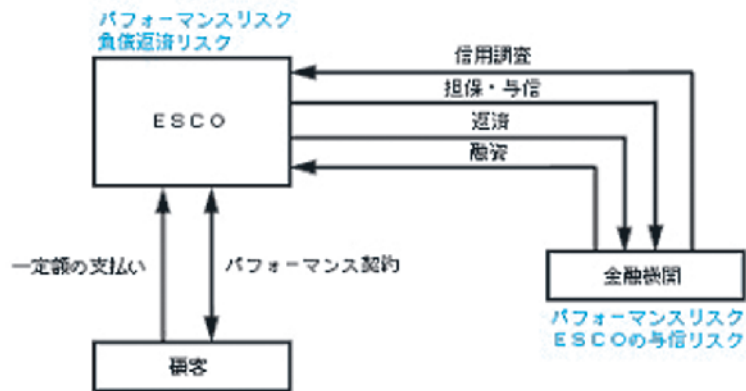


(1) シェアド・セイビングス契約

シェアード・セイビングス契約では、ESCOが初期投資の資金調達を行うため、顧客は金融負担を負わないことになる。この場合ESCOが顧客に対して省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実現し、顧客はこの光熱水費の削減分から一定割合を、初期投資分を含む報酬としてESCOに支払うことになる。



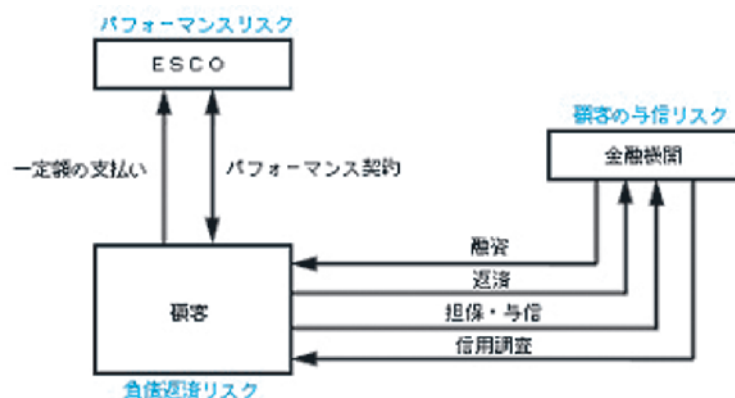
シェアード・セイビングスの仕組み

ESCO推進協議会HPより引用

(2) ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約

ギャランティード・セイビングス契約では、初期投資（金融負担）は顧客が負うものの、ESCOが顧客に対し省エネルギー改修による光熱水費の削減を保証し、利益補償を行うことから、現実的には顧客に経済的な負担を強いることはない。

この場合、顧客は実現する光熱水費の削減分を投資回収の原資として、一部をESCOサービスに対する報酬としてESCO事業者を支払うことになる。



ギャランティード・セイビングスの仕組み

ESCO推進協議会HPより引用